

# 「セイワ」の金融商品勧誘方針

当組合は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ります。

1. 当組合は、お客様のニーズに合わせた勧誘を行ないます。  
当組合は、お客様の資産運用目的、知識、経験および財産の状況等に照らして、金融商品の勧誘を行ないます。
2. 当組合は、お客様に正確な説明をいたします。  
当組合は、金融商品の勧誘を行なう場合には、そのしくみや元本割れの可能性などについて、正確な説明を行ないます。
3. 当組合は、強引かつ無理な勧誘はいたしません。  
当組合は、金融商品の選択・購入については、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。
4. 当組合は、お客様に適切なアドバイスを心掛けます。  
当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実のことを断定的に申しあげたり、事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
5. 当組合は、お客様にご迷惑をおかけしない勧誘を行ないます。  
当組合は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行ないません。

以上

